

政令第 号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政

令

内閣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十五号）

附則第二条第三項及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定による財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の経過措置を定める必要があるからである。